



# 島根県報

平成20年 3月31日 (月)

号外 第 63 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「人事課(保健グループを除く。)」の次に「及び財政課」を加え、同部芸術文化センターの項中「総務グループ課長」を「課長(庶務担当に限る。)」に改め、同部福祉事務所の項中「所長 調整監(邑智生活支援スタッフ及び鹿足生活支援スタッフに限る。)」を「所長」に改め、同部児童相談所の項中「調整監(中央児童相談所の庶務担当に限る。)」を「調整監(庶務担当に限る。)」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「企画人事主事 給与グループリーダー」を「企画人事主事 人事法令グループリーダー 給与グループリーダー」に、「総務広報グループ、給与グループ」を「総務広報グループ、人事法令グループ、給与グループ」に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中「調整監」を「副所長」に改め、同部教育センターの項中「部長」を「部長 調整監」に改め、同表人事委員会事務局の部中「主幹 主任」を「主幹 企画員 主任」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

